

平成 23 年度産業財産権制度各国比較事業報告書

諸外国の地理的表示保護制度及び同保護
を巡る国際的動向に関する調査研究

平成 24 年 3 月

社団法人日本国際知的財産保護協会

3 - 9 ベトナム

1. 地理的表示の保護を図った主な法律等

・ Intellectual Property Law : 知的財産法

(2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号 (2006 年 7 月 1 日施行) を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号 (2010 年 1 月 1 日施行) ¹

ベトナムでは、知的財産法において、産業財産権 (特許及び商標等)、著作権及び植物育成者権等とともに知的財産権の一つとして規定され、保護されている。²

(法律の目的)

地理的表示の保護 (知的財産法 1 条及び 3 条)

2. 地理的表示の定義

ベトナム知的財産法では、地理的表示を「地理的表示とは、特定の地域、場所、地方又は国を原産とする製品を表示するために使用される標識」と定義しており (知的財産法 4 条(22))、TRIPS 協定やリスボン協定の定義のように「該当する製品の地理的原産地に主として帰せられる要因 (「品質」「特性」「社会的評価)」等については規定されていない。

なお、ベトナム知的財産庁 (以下、NOIP) のウェブサイトの解説では、地理的表示は、「出所表示」と「原産地名称 (Appellation of origin)」を組み合わせたもの」とされている。³

¹ 本章における英文の知的財産法の条文は、ベトナム知的財産庁のウェブサイトに掲載されたものである (<http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en>)。なお、条文の日本語訳は、特許庁のウェブサイトから入手し、参考にした。

(<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>)。

² 著作権、著作隣接権、産業財産権 (発明、意匠、半導体集積回路の回路配置、商標等)、植物育成者権を対象とする法であって、2005 年 11 月に国会可決後、2006 年 7 月 1 日より施行された。それ以前において、知的財産法は、1996 年民法に規定されており、施行規則等は、多岐に亘る政令、省令、指令等に分散していたが、新知的財産法によって、一つの法律として体系化されるに至った。本知財法によって、TRIPS 協定に準拠することとなり、2006 年 TRIPS 協定に加盟。新知的財産法は、全 5 部構成、222 条よりなり、地理的表示の保護については、第 3 部に規定されている。なお、新知的財産法に規定されていない知的所有権関連の民事紛争については民法が適用されるが、新知的財産法と他の法律の間に齟齬がある場合には、新知的財産法が適用される (5 条)。

³ NOIP ウェブサイト「Geographical Indications」「Overview」「1. Definition of Geographical Indication」参照。

(http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/%28agntDispl

(地理的表示の対象)

知的財産法では、地理的表示の対象について規定されていないが、NOIPのウェブサイトの解説では、天然物、農産物、手工芸品又は工業製品が挙げられている。⁴

3. 地理的表示の保護リスト

NOIPのウェブサイトで閲覧可能。⁵

2011年8月10日に公告された地理的表示のリストについては、後掲する参考資料を参照。

4. 地理的表示についての保護を受けるための手続き

ベトナムにおいて地理的表示の保護を受けるためには、登録出願をNOIPに行い、登録されなければならない。

(登録申請者の範囲)

地理的表示を登録する権利は、国が所有するが、次の者に対して、登録する権利を認めている。ただし、地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となってはならない。(知的財産法 88 条)

- ・ 個人又は組織
ただし、地理的表示を付した製品を生産する場合に限る。
- ・ 上記個人又は組織を代表する団体組織
- ・ 当該地理的表示が属する地方行政当局

なお、次の外国人による登録出願も可能である。(Decree No. 103/2006/ND-CP 8 条⁶)

ayContent%29?OpenAgent&UNID=49BC1C4511A1FFCA4725767F00377FAD)

なお、本解説では、「原産地名称」についてリスボン協定型の定義を使用して説明している。「“Appellation of origin” refers to indications of a product originating from a specific geographical area that the quality of the product is attributed by environmental, natural and human factors of the geographical area.」

⁴ 同上、「Overview」参照。更に、具体例として「木材、砂糖、果物、ワイン、コーヒー、お茶、織物、毛織物」が挙げられている。

⁵

http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/%28agntDisplayContent%29?OpenAgent&UNID=3F75C847348B9F12472578E900093D86#Top

⁶ Decree No. 103/2006/ND-CP 18 条 (WIPO LEX ウェブサイト：
http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=131859)

- ・原産国の法律に基づいて地理的表示を保有する外国の個人及び組織

(出願要件)

ベトナムにおける地理的表示登録出願の出願要件を次のように定めている。(知的財産法 106 条(1))

- ・ 所定の願書⁷
- ・ 地理的表示である名称又は標識
- ・ 地理的表示を付す製品
- ・ 地理的表示を付した製品の固有の特性、品質又は社会的評価についての説明
- ・ 当該固有の特性、品質又は社会的評価を決定付ける自然条件の特定の要因についての説明
- ・ 地理的表示に対応する地理的地域の地図
- ・ 外国が原産地の場合、当該地理的表示が原産国における保護を受けていることの証明

(登録等の申請手続き) ⁸

地理的表示登録出願は、書面にて、NOIP 又は NOIP のホーチミン支局あるいはダナン支局に提出する。

知的財産局は、上記出願書類及び手数料の納付がなされていることを条件として出願書類を受領し、提出日から 1 か月の期間内に方式審査を行う。方式審査を経た出願は出願日から 2 か月以内に、第三者からの異議申立てあるいは意見徴収の機会のため、Industrial Property Official Gazette に公告される。⁹

公告後、NOIP は、登録出願についてその登録性について実体審査を行い¹⁰、拒絶あるいは、登録許可の決定を公告後 6 か月以内に行う¹¹。拒絶の通知を受けた者は、所定の期間内に補正、意見書の提出等を行うことが認められる。

登録許可を受けた出願人は、所定の料金を支払わなければならない。所定の料金の支払い後 10 日以内に、NOIP から登録証明書が発行される。

登録証明書は、地理的表示の国家登録簿に登録され、地理的表示登録が付与された旨が、登録証明書の発行後 2 か月以内 (出願人による公告料の支払い必要) に「知的財産公報 (Industrial Property Official Gazette)」で公告される。

(外国の地理的表示の取扱い)

外国の地理的表示の場合、それが保護されていないか、又はもはや保護され若しくは使

⁷ Circular No.01/2007/TT-BKHCHN (WIPO LEX ウェブサイト : http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=131995)

⁸ NOIP ウェブサイト「Geographical Indications」 「Procedures for Obtaining a Geographical Indication」 参照

⁹ 知的財産法 110 条(3)

¹⁰ 知的財産法 114 条(1)(b)

¹¹ 知的財産法 119 条(6)

用されることがない場合は、登録されない。(知的財産法 80 条(2))

出願時に、当該地理的表示が原産国における保護を受けていることの証明が必要になる。
(知的財産法 106 条(1)e)

5. 異議申立制度

上述の通り、異議申立ては可能。NOIP は、公告日から 2 か月の期間を指定して、第三者に意見若しくは異議を述べ、かつ、相当と判断する証拠を提出する機会を与える。(知的財産法 110 条(3))

(登録後の取消)

いずれの個人又は組織も、下記を理由として、保護の効力の終了を、手数料及び料金の納付を条件として、NOIP に請求する権利を有する。保護の効力の終了請求に係る審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、NOIP は、保護の効力終了の決定又はその終了拒絶の通知のいずれかを行うものとする。(知的財産法 95 条(4))

- ・ 地理的表示を付している製品の社会的評価、品質又は特性を決定付ける地理的条件が変化した場合当該製品の品質、社会的評価又は特性を喪失する結果となった場合
(知的財産法 95 条(1)(g))

6. 保護の効力

(誤認混同の必要性)

下記の行為については、誤認混同が生じる場合、保護の効力が及ぶ。

- ・ 地理的表示の地理的地域を原産とせず、従って当該地理的地域を原産とする製品について消費者に誤認を生じさせる製品に対する、保護された地理的表示と同一又は類似の標識の使用 (知的財産法 129 条(3)(c))

下記の行為については、不正競争行為に基づき、保護の効力が及ぶ。

- ・ その社会的評価及び営業権を利用する目的での、地理的表示を有する製品と類似の製品に対する保護された地理的表示の使用 (知的財産法 129 条(3)(b))

ワイン又はスピリッツに関する保護された地理的表示の場合、下記の行為について、誤認混同が生じなくても保護の効力が及ぶ。

- ・ 商品の真正な原産地が表示されている場合、又は地理的表示が翻訳若しくは翻字されて使用される場合、又は「kind」、「type」、「style」、「imitation」若しくはそれに類似する語を伴う場合であっても、当該地理的表示に関する地域を原産としないワイン又

はスピリッツに対する保護された地理的表示の使用については、保護の効力が及ぶ。
(知的財産法 129 条(3)(d))

(「型」等を伴う地理的表示に対する取扱い)

ワイン又はスピリッツに関する保護された地理的表示に限り、商品の真正な原産地が表示されている場合であっても、当該地理的表示に関する地域を原産としないワイン又はスピリッツに対する、「kind」、「type」、「style」、「imitation」若しくはそれに類似する語を伴う保護された地理的表示の使用については、保護の効力が及ぶ。(知的財産法 129 条(3)(d))

(翻訳に関する取扱い)

ワイン又はスピリッツに関する保護された地理的表示に限り、商品の真正な原産地が表示されている場合であっても、当該地理的表示に関する地域を原産としないワイン又はスピリッツに対する、保護された地理的表示の翻訳又は翻字 (transcriptions) の使用については、保護の効力が及ぶ。(知的財産法 129 条(3)(d))

(複合語に関する取扱い¹²)

明文の規定なし。

(「想起 (evoked)」させるような使用」に関する取扱い)

明文の規定なし。

なお、地理的表示の侵害とみなされる行為には、取引活動において、保護されている地理的表示と同一あるいは類似の表示を使用する行為が侵害行為に当たると判断されるが、侵害に当たるか否かについては、表示が、保護されている地理的表示と同一か、同じ語の構成になっているか (称呼が同一かを含む)、表音表記の方法をとっているか、観念、外観が同一かどうかを判断材料とし、混同を生ずるほど類似の場合には侵害と判断される。
(Decree No. 105/2006/ND-CP 12 条)

7. 一般名称に関する規定

(一般名称の地理的表示の保護の可能性)

当該地理的表示が、ベトナムにおける商品の一般名称である場合、地理的表示の保護の登録を受けることはできない。(Circular No.01/2007/TT-BKHCHN 45.3(b))

(保護された地理的表示の一般名称化)

明文の規定なし。

¹² 当該項目は『「A+B」という二語からなる地理的表示があった場合に、「A」又は「B」単独の使用も禁止するというような明文規定が存在するか』について調査を行った。

8. 権利執行者

ベトナムにおける地理的表示の所有者は、ベトナム国である。

国は、地理的表示を管理する権利を直接行使し、又は地理的表示を使用する権利を付与された他のすべての組織又は個人の代表者として行動する組織に対して当該権利を付与する。(知的財産法 121 条(4))

(権利執行請求主体)

国(職権により)、又は地理的表示を管理する権利を付与された組織。(知的財産法 121 条(4))

(権利執行主体)

国、又は地理的表示を管理する権利を付与された組織¹³。

上記の地理的表示の管理組織は、知的財産法の「地理的表示を使用する権利」¹⁴及び「自身による保護に対する権利」¹⁵の規定に基づき地理的表示の所有者の権利を行使することが認められる。(Decree No. 103/2006/ND-CP 18 条)

また、地理的表示を使用する権利を国家により付与された組織又は個人又は地理的表示を管理する権利を付与された組織は、他人が当該地理的表示を使用することを禁止する権利を有する。(知的財産法 124 条)

9. 水際措置の有無と概要

知的財産権者は、ベトナム国境を越えて輸出入される商品の通関の監視および差し止めを税関に請求する権利を有する。

また、税関が職権で輸出入品に対する国境取締りを実行することもできるが、税関がこの権限を行使するのは、すでに模倣品を把握している場合など一部の場合のみである。

知的財産権者が国境取締りを請求してこれを実施させた後、税関に対してその主張を確固たるものにする責任を負い、税関は知的財産権者のために侵害が疑われる輸出入品が当該知的財産権を侵害しているか否かを判断する義務を負う。侵害を発見した場合、税関も他の所管当局と同様に知的財産権侵害に対する処分を行う権限を有する。¹⁶

¹³ 管理権限を有する機関・組織については、後述「13.」「地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法」の項を参照

¹⁴ 知的財産法 123 条(2)

¹⁵ 知的財産法 198 条

¹⁶ 特許庁委託ジェトロ知的財産権情報「模倣品対策マニュアル：ベトナム編」2007年3月、JETRO、20頁

10. 執行実績、主要侵害裁判例

文献調査を行ったが、関連資料を見つけることができなかった。

11. 地理的表示に関する規定及び商標に関する規定との間の調整規定

－地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定

(地理的表示と商標の抵触に関する規定)

地理的表示がベトナムで保護を受ける商標と同一又は類似するため、その地理的表示の使用が行われると、製品の原産地について誤認を招く場合は、当該地理的表示は登録されない。(Circular No.01/2007/TT-BKHCHN 45.3(c))

(地理的表示の出願・登録以前より善意で使用されていた商標の使用：先使用の可能性)

保護された地理的表示と同一又は類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合において、当該標章を使用することについては、地理的表示の保護の効力は及ばない。(知的財産法 125 条(2)(g))

－商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定

(商標と地理的表示の抵触に関する規定)

(a) 事前に確立した権利を尊重すべく、投資計画省は、科学技術省と強調し、事前に保護された商標、商号、又は地理的表示に対する権利を侵害しないように、商業登録手続きにおける企業名選定の指導を行う。(Decree No. 103/2006/ND-CP 17 条)

(b) 商標の識別力を判断する際、「時間、場所、地理的原産地（商標が商品の地理的原産地の証明商標又は団体商標として登録された場合を除く）、生産方法、種類、数量、品質、特徴（商標が商品又はサービスの品質に係る証明商標として登録された場合を除く）、商品又はサービスの成分、効能、価値など、商標に係る商品又はサービスを記述する言葉又は句」は識別力がないものと判断される。(Circular No.01/2007/TT-BKHCHN 39.3(g))

(c) 商標出願に関する申請書に記述する標章の誤認可能性を評価するため、国家知的財産庁は、最少情報源で、「ベトナムで保護を受ける地理的表示」「国家知的財産庁により収集され、保管される商品又はサービスの地理的原産地表示；地名、品質印、検査印の各種；各国の国旗、国章；ベトナム及び世界の機関、組織の旗、名前、シンボル；ベトナム及び外国の最高指導者、民族英雄の名前、映像及び名人の名前、映像等」情報を調査する。(Circular No.01/2007/TT-BKHCHN 39.7)

(商標の出願・登録以前より善意で使用されていた表示の使用：先使用の可能性)

明文の規定なし。

12. 地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法

(地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法)

地理的表示の所有者である国が、当該地理的表示の使用する個人又は組織、及び管理する組織を決める。(知的財産法 121 条(4))

地理的表示管理権限を有する機関・組織には、次が該当する。

- ・地理的表示が一つの地方に属する場合において、地理的表示に該当する地理区域に所在する中央直轄省・都市の人民委員会
- ・地理的表示が複数の地方に属する場合において、地理的表示に該当する地理区域に所在する他の中央直轄省・都市の人民委員会の委任代表である中央直轄省・都市の人民委員会
- ・当該機関又は組織が知的財産法の第 121 条の第 4 項に基づき地理的表示の使用権を付与される各組織及び個人のすべての利益を代表することを条件として、中央直轄省・都市の人民委員会により、地理的表示の管理権限を付与される機関又は組織

(上記特定方法と地理的風土等との密接関連性)

(1) 地理的表示を有する製品の品質、社会的評価及び特性の特定について (知的財産法 81 条)

- ・地理的表示を有する製品の社会的評価は、それが消費者により知られ、かつ、選択されている広範さの程度を通じて消費者が当該製品に有する信頼を根拠として、決定される。
- ・地理的表示を有する製品の品質及び特性については、1 又は複数の定性的、定量的、又は物理的、化学的、微生物学的に認識可能な基準によりこれを明確化しなければならず、当該基準は、技術的手段により又は適切な試験方法を有する専門家により試験可能なものでなければならない。

(2) 地理的表示に関する地理的条件の特定について (知的財産法 82 条)

- ・地理的表示に関する地理的条件は、地理的表示を有する製品の品質、社会的評価及び特性を決定付ける自然的及び人的要因を含む。
- ・自然的要因は、気候、水環境、地質、地勢、生態系及びその他の自然的条件から構成される。
- ・人的要因は、生産者の熟練及び専門的知識、並びに当該地域の伝統的生産方法から構成される。

(地理的表示を使用できる者の範囲特定時の問題)

地理的表示の所有者である国が、当該地理的表示の使用する個人又は組織、及び管理する組織を決める。(知的財産法 121 条(4))

(参考資料) 2011年8月10日に公告された地理的表示のリスト

	表示名	商品名
1	Phú Quốc	Fish Sauce (Extract of fish)
2	Mộc Châu	Shan tuyết tea
3	Cognac	Spirit(Republic of France)
4	Buôn Ma Thuột	Coffee bean
5	Đoan Hùng	Grapefruit (pomelo)
6	Bình Thuận	Dragon Fruit
7	Lạng Sơn	Star aniseed
8	Pisco	Liquor(Republic of Peru)
9	Thanh Hà	Litchi
10	Phan Thiết	Fish Sauce
11	Hải Hậu	“Tám Xoan” rice
12	Vinh	Orange Fruit
13	Tân Cương	Tea
14	Hồng Dân	“Một bụi đỏ” Rice
15	Lục Ngạn	Litchi
16	Hòa Lộc	Mango
17	Đại Hoàng	“Ngự” Banana
18	Văn Yên	Cinnamon Bark
19	Hậu Lộc	Shrimp Paste
20	Huế	Coconut-leaf conical hat
21	Bắc Kạn	Stoneless Persimmon
22	Phúc Trạch	Grapefruit (pomelo)
23	Scotch whisky	Spirit(Scotland)
24	Tiên Lãng	Tobacco (for waterpipe)
25	Bảy Núi	Nàng Nhen Perfumed Rice
26	Trùng Khánh	Chestnut
27	Bà Đen	Custard-apple

2012年3月

特許庁委託 平成23年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

諸外国の地理的表示保護制度及び同保護
を巡る国際的動向に関する調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>